

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年11月10日提出
【発行者名】	りそなアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 西山 明宏
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号
【事務連絡者氏名】	中越 正喜
【電話番号】	03-6704-3821
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	S m a r t - i 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定額 10万円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年 8月10日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、デリバティブ取引にかかる利用目的の明確化に伴い、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

1

日本を除く先進国の債券を実質的な主要投資対象とし、シティ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*「シティ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数で、為替ヘッジを考慮したものです。

2

RAM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)を通じて、日本を除く先進国の債券への投資を行います。

- シティ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)、海外の債券先物取引を活用することがあります。

3

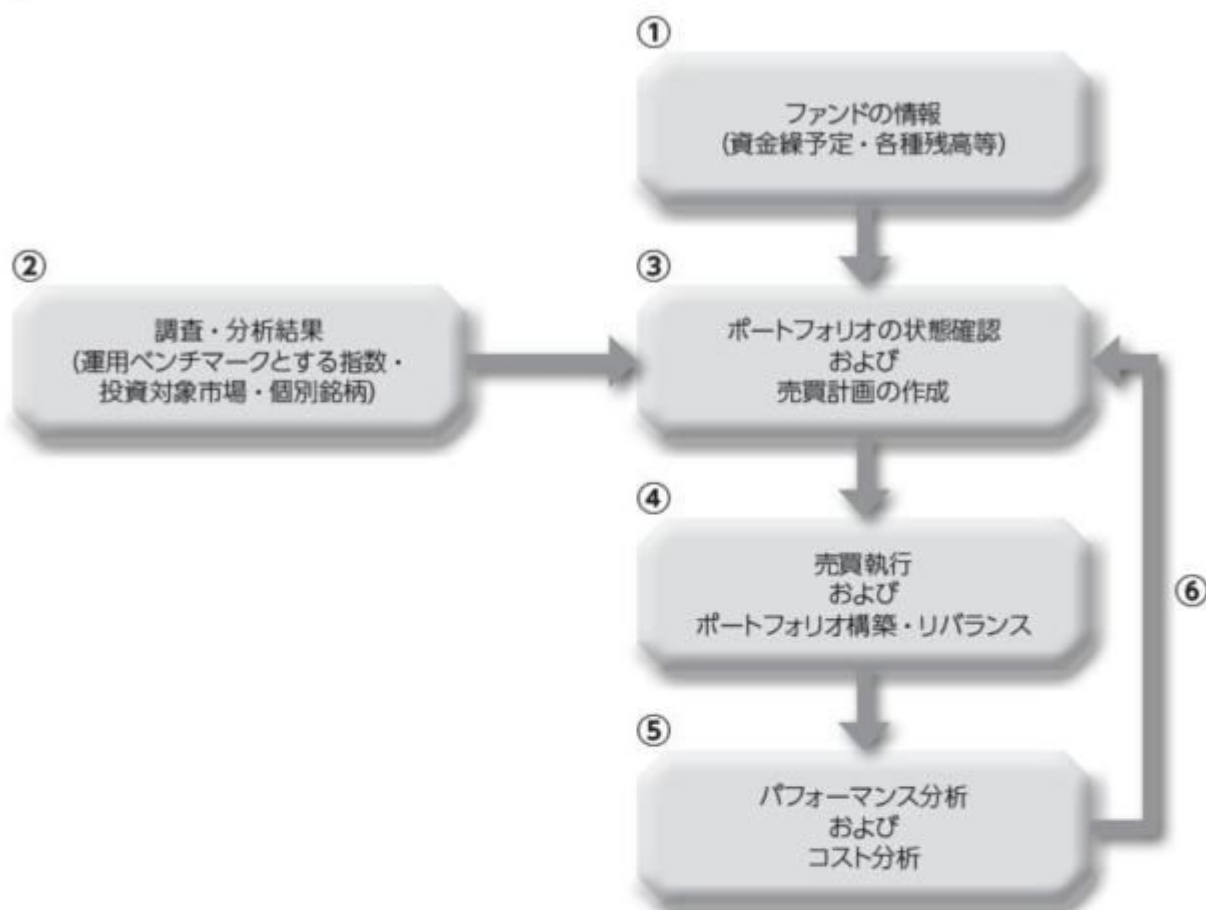
為替ヘッジはマザーファンドにおいて行うため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。

4

購入時手数料のないノーロード型のファンドです。

- 換金時手数料、信託財産留保額もかかりません。

■運用プロセスのイメージ



- ①設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ②運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④売買執行(市場での個別銘柄等の売買)を行い、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

■ ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■ 主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

■ 分配方針

原則、毎年5月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保金は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

「シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）」は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

<訂正前>

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。なお、運用の効率化をはかるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）、海外の債券先物取引を活用することがあります。

マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。

為替ヘッジはマザーファンドにおいて行うため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、前述の「運用プロセスのイメージ」をご参照ください。

<訂正後>

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。なお、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）、海外の債券先物取引を活用することがあります。

マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。

為替ヘッジはマザーファンドにおいて行うため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、前述の「運用プロセスのイメージ」をご参照ください。

（２）【投資対象】

<訂正前>

（略）

《参考情報》

投資対象とするマザーファンドの概要

<RAM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）>

運用の基本方針	
基本方針	（略）
主な投資対象	（略）
投資方針	主として、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、<u>運用の効率化をはかるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。</u> 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態での高位に維持することを基本とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除く）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 <u>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</u> 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	（略）
ファンドに係る費用	
	（略）
その他	
	（略）

< 訂正後 >

（略）

《参考情報》

投資対象とするマザーファンドの概要

< R A M先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり） >

運用の基本方針	
基本方針	（略）
主な投資対象	（略）
投資方針	主として、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、<u>シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。</u> 債券またはE T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 <u>デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u> 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	（略）
ファンドに係る費用	
	（略）
その他	
	（略）

（５）【投資制限】

< 訂正前 >

約款に定める投資制限

- １）～３）（略）
- ４）デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ５）～14）（略）

< 訂正後 >

約款に定める投資制限

- １）～３）（略）
- ４）デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ５）～14）（略）